

令和4年3月

お客さま各位

石巻信用金庫

休眠預金等のお取り扱いに係る異動事由の追加 および休眠預金規定の改定について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）および同施行規則（以下「休眠預金等活用法施行規則」といいます）にもとづき、お知らせしている休眠預金等のお取り扱いについて、休眠預金等活用法施行規則の改正にもとづき、「異動事由」および「最終異動日の判定基準」について下記のとおり追加いたしますのでお知らせいたします。

また、これに伴い「休眠預金等活用法に係る預金共通規定」についても、下記のとおり改定いたします。なお、規定についてはホームページに掲載させていただいております。

1. 「異動事由」の追加および「最終異動日」の判断基準の変更

総合口座等複数の預金を組み合わせた商品（以下「総合口座等」といいます。）について、異動事由を追加するとともに最終異動日の判定基準を変更します。

（1）異動事由の追加

休眠預金等活用法において対象外預金（少額貯蓄非課税制度（マル優）を適用した預金）の異動も異動事由が生じたものとして取り扱うよう追加します。

（2）最終異動日の判定基準変更

総合口座等内の1預金の最終異動日を判定する場合、休眠預金等活用法において対象外預金（少額貯蓄非課税制度（マル優）を適用した預金）の異動も最終異動日として判定するよう変更します。

○ 変更後の休眠預金等のお取り扱いについては[こちら](#)をご覧ください。

2. 「休眠預金等活用法に係る預金共通規定」の改定

(1) 休眠預金等活用法に係る異動事由

<現行>

- ① 債権額の異動（預入れ、引出し、振込、口座振替等）
- ② 手形・小切手の提示等による第三者からの支払請求（当金庫が把握できる場合に限りです。）
- ③ 預金者等による公告の対象となっている預金等に係る情報提供の求め
- ④ 預金者等の申出による預金通帳または証書の発行（再発行含む）、記帳（記帳する取引がない場合は除く）もしくは繰越。
- ⑤ 預金者等の申出による契約内容の変更。
- ⑥ 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、上記①から⑤に掲げる事由の全部または一部が生じたこと。

<改定後>

- ①～⑥ 現行どおり
- ⑦ 上記⑥に掲げる他の預金等には、休眠預金等活用法における対象外預金も含むものとします。

(2) 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

<現行>

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日
 - (a) 異動事由（当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - (b) 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から

1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

- ③ 定期性総合口座取引規定にもとづく他の預金等について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金等に係る最終異動日等

<改定後>

(1) 現行どおり

(2) ①～③現行どおり

- ④ 前号に掲げる各種規定に基づく他の預金には、休眠預金等活用法における移管対象外預金も含むものとします。

○ 変更後の規定については[こちら](#)をご覧ください。

3. 「休眠預金等活用法に係る預金共通規定」の改定日

令和4年4月1日（金）

以上